

目次

近畿運輸局編

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和5年6月16日公布、
令和7年6月1日施行
法律第63号まで
- ◎施行規則：令和8年2月16日
公布、施行
国土交通省令第9号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日公布、
令和5年12月21日施行
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和7年12月24日公布、
令和8年1月1日施行
第69次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	14
3 保安基準	20
4 自動車の点検整備制度	21
5 自動車の検査制度	30
6 整備工場の認証制度	40
7 指定制度（工場関係）	46
8 指定制度（検査員関係）	56
9 指定制度（保安基準適合証関係）	59
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	72

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	83
2 自動車の装置一般	90
3 自動車の車体関係	95
4 自動車の室内関係	104
5 自動車の騒音・排ガス関係	115
6 自動車の灯火関係	120
7 警音器・後写鏡・速度計 他	136
8 テスタ等による機能維持確認	142

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	168
2 年度別計算問題	169

第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	201
2 令和7年度 第2回	213
3 令和6年度 第1回	224
4 令和6年度 第2回	236
5 令和5年度 第1回	242
6 令和5年度 第2回	258

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的 7
2. 用語の定義 8
3. 自動車の種別（法令） 9
4. 自動車の種別（別表第1） 10

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力 14
2. 新規登録の申請 15
3. 登録事項の通知 16
4. 自動車登録番号標の封印等 16
5. 変更登録・移転登録 17
6. 一時抹消登録 18
7. 自動車登録番号標の表示の義務 18
8. 登録事項等証明書等 18
9. 車台番号等の打刻 19
10. 打刻の塗まつ等の禁止 19
11. 職権による打刻等 20
12. 臨時運行 20

3 保安基準

1. 保安基準 20

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務 21
2. 日常点検整備 22
3. 定期点検整備（期間） 22
4. 定期点検整備（内容） 25
5. 定期点検整備（走行距離等） 27
6. 自動車車庫の基準 27
7. 点検整備記録簿 28
8. 整備命令 30

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証 30
2. 新規検査 31
3. 自動車検査証の有効期間 31
4. 自動車検査証の有効期間（起算日／法令） 32
5. 自動車検査証の有効期間（起算日／実務） 33
6. 継続検査 34
7. 自動車検査証の備付け・
検査標章の表示 35
8. 自動車検査証記録事項の変更 36
9. 構造等変更検査 36
10. 自動車検査証等の再交付 36
11. 予備検査 37
12. 限定自動車検査証 37
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い 38

6 整備工場の認証制度

1. 自動車特定整備事業の種類 40
2. 認証 40
3. 認証基準 41
4. 特定整備の定義 42
5. 特定整備事業者の変更届 42
6. 特定整備事業者の標識 43
7. 特定整備事業者の義務 43
8. 特定整備記録簿 43
9. 特定整備事業者の遵守事項 44
10. 整備主任者 46

7 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定等 46
2. 工員数、設備の有無等の基準 47
3. 検査の設備の基準 48
4. 作業場等の基準の解釈 49
5. 対象自動車の指定 50
6. 自動車の検査の設備の共用 50
7. 設備の維持 51
8. 検査用機器の校正 51
9. 検査用機器の構造と取扱い
（サイドスリップ・テスト） 52
10. 検査用機器の構造と取扱い
（ブレーキ・テスト） 53
11. 検査用機器の構造と取扱い
（速度計試験機） 53
12. 検査用機器の構造と取扱い
（前照灯試験機） 54
13. 検査用機器の構造と取扱い
（騒音計・音量計） 54
14. 検査用機器の構造と取扱い
（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器） 55
15. 検査用機器の構造と取扱い
（黒煙測定器） 56
16. 検査用機器の構造と取扱い
（オパシメータ） 56

8 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任と要件 56
2. 自動車検査員の解任 58

9 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	59
2. 指定事業者の点検の基準	60
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	61
4. 自動車検査員による検査（同一性の確認）	62
5. 自動車検査員による検査 （一時抹消登録車の取扱い）	63
6. 自動車検査員のサービス	64
7. 自動車検査員の作業範囲	64
8. 保安基準適合証等の有効期間	65
9. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	66
10. 保安基準適合標章の表示	67
11. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等）	68
12. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	68
13. 自賠責保険証明書の備付け	70
14. 自賠責保険証明書の提示	70
15. 限定保安基準適合証	71

10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	72
2. 指定整備事業者の罰則の適用	72
3. 指定整備事業者の変更届	73
4. 検査対象外軽自動車の使用の届出	73
5. 不正使用等の禁止	73
6. 不正改造の禁止	74
7. ニューサービス等	74

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- 1. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (②) の健全な発達に資することにより、(③) を増進することを目的とする。[R7.2]
- 2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての (①) 等を行い、並びに安全性の確保及び (②) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(③) を増進することを目的とする。[R7.1]
- 3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の () を増進することを目的とする。[R6.2]
- 4. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (②) の防止その他の (③) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.1]
- 5. この法律は、(①) に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (②) の健全な発達に資することにより、公共の (③) を増進することを目的とする。[R5.2]
- 6. この法律は、道路運送車両に関し、() についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の () の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- 7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての (①) 等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (②) の健全な発達に資することにより、公共の (③) を増進することを目的とする。[R4.2]
- 8. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の (②) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な (③) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- 9. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (①) 性の確保及び (②) の防止その他の環境の保全並びに (③) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- 10. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに (②) についての技術の (③) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な (④) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]

- ◎正解 1…①所有権 / ②整備事業 / ③公共の福祉 : 2…①公証 / ②公害 / ③公共の福祉 : 3…福祉 :
 4…①所有権 / ②公害 / ③環境 : 5…①道路運送車両 / ②整備事業 / ③福祉 : 6…所有権 / 環境 :
 7…①公証 / ②整備事業 / ③福祉 : 8…①所有権 / ②環境 / ③発達 : 9…①安全 / ②公害 / ③整備 :
 10…①所有権 / ②整備 / ③向上 / ④発達

【関係法令】

◆車両法◆第 1 条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- 1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R7.2]
- 2. この法律で「道路運送車両」とは、（ ）、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R4.1]
- 3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは（ ）を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R7.1]
- 4. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R6.1]
- 5. この法律で「（ ）」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.2]
- 6. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより（ ）して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.1/R3.1]
- 7. 二輪を有する原動機付自転車のうち、最高出力が（ ）kW 以下であって総排気量が 0.125 ℓ 以下のものは、第一種原動機付自転車とする。[R7.2]
- 8. 二輪を有する原動機付自転車のうち、最高出力が 4.0kW 以下であって総排気量が 0.125 ℓ 以下のものは、第（ ）種原動機付自転車とする。[R7.1]
- 9. この法律で「(①)」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。
この法律で「運行」とは、(②) 又は (③) を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[R6.2]
- 10. この法律で「（ ）」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[R7.2]
- 11. この法律で「運行」とは、（ ）又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[R3.2]

◎正解 1…軽車両：2…自動車／軽車両：3…架線：4…原動機：5…自動車：6…原動機／牽引：7…4：8…一：9…①軽車両／②人／③物品：10…運行：11…人

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
▷総排気量が0.050ℓ以下（二輪を有するものであって、最高出力が4.0kW以下のものにあつては、0.125ℓ以下）又は定格出力が0.60kW以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

3 自動車の種別（法令）

【過去出題例】

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（ ）並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.2]
2. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R5.2]
3. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R5.1]
4. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（ ）並びに原動機の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R3.2]
5. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに（ ）の種類及び総排気量又は（ ）を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]

◎正解 1…構造：2…定格出力：3…大きさ / 定格出力：4…構造 / 定格出力：5…原動機 / 定格出力

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（別表第1）

[過去出題例]

- ☑1. 次の表は、施行規則第2条で定める別表第1から抜粋したものです。令和7年に製作された自動車について、表中の（ ）の中に入る適切な字句または数字を記入しなさい。[R7.2]

自動車の ①	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型 自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（②）を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る）	③ m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽 自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る）	3.40m 以下	1.48m 以下	④ m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が⑤ℓ以下のものに限る）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下

- ☑2. 次の表は、施行規則第2条〔自動車の種別〕別表第1から抜粋したものです。令和7年に製作された自動車について、表中の（ ）の中に入る適切な字句または数字を記入しなさい。[R7.1]

自動車の 種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型 自動車	①以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び②）のみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る）	4.70m 以下	1.70m 以下	③ m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽 自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る）	3.40m 以下	④ m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る）	⑤ m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下

第2章 保安基準

第2章は、特にことわりのない限り、令和8年1月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	83
2. 不適切な補修	85
3. 貨物自動車等の燃料タンクの 容量等の算定及び確認	87
4. 長さ、幅及び高さ	87
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	87
6. 安定性	88
7. 最小回転半径	89
8. 接地部及び接地圧	89

2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	90
2. 速度抑制装置	90
3. 空気入ゴムタイヤ	91
4. 操縦装置	92
5. 施錠装置	92
6. 制動装置	93
7. 緩衝装置	94
8. 電気装置	95

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ）	95
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	97
3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出）	98
4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	99
5. 車体表示	100
6. 巻込防止装置	100
7. 突入防止装置	102
8. 前部潜り込み防止装置	104

4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	104
2. 運転者席	105
3. 座席	107
4. 座席ベルト	108
5. 座席ベルト非装着時警報装置	109
6. 頭部後傾抑止装置	110
7. 乗降口	111
8. 非常口	112
9. 物品積載装置	112
10. 窓ガラス（性能）	113
11. 窓ガラス（貼付物等）	113

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	115
2. 排出ガス等発散防止装置	117
3. 排出ガス等発散防止装置（機能維持）	117
4. ブローバイ・ガス還元装置	118
5. 排出ガス等発散防止装置（排気管）	119

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	120
2. すれ違い用前照灯	120
3. 前部霧灯	121
4. 側方照射灯	122
5. 車幅灯	123
6. 前部上側端灯	124
7. 昼間走行灯	124
8. 前部反射器	124
9. 側方灯 & 側方反射器	125
10. 番号灯	126
11. 尾灯	126
12. 後部霧灯	127
13. 後部上側端灯	128
14. 後部反射器	128
15. 大型後部反射器	129
16. 制動灯	130
17. 補助制動灯	130
18. 後退灯	131
19. 方向指示器	132
20. 補助方向指示器	134
21. その他の灯火等の制限	134

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	136
2. 非常信号用具	136
3. 後写鏡	137
4. 直前及び側方の視界	138
5. 窓ふき器等	140
6. 速度計	140
7. 消火器	140
8. 緊急自動車	141
9. 道路維持作業用自動車	141
10. 自主防犯活動用自動車	141
11. 基準の緩和	142

8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態
（サイドスリップ・テスタ）…………… 142
2. 制動装置の性能及び制動能力
（ブレーキ・テスタ）…………… 142
3. 窓ガラスの透過率
（可視光線透過率測定器）…………… 143
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）
／規制値…………… 143
5. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）
／測定方法…………… 145
6. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ） …… 155
7. 光吸収係数による汚染度
（オパシメータ又は黒煙測定器）…………… 157
8. 光吸収係数の測定方法…………… 159
9. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き
（前照灯試験機）…………… 164
10. 警音器の音の大きさ（騒音計） …… 166
11. 速度計の指度の誤差（速度計試験機） …… 167

2 自動車の装置一般

1 原動機及び動力伝達装置

[過去出題例]

1. 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に（ ）するための独立に作用する（ ）個以上のばねその他の装置を備えなければならない。[R5.2]

◎正解 1…解除 / 2

[関係法令]

◆審査規程 7-9 原動機及び動力伝達装置・要約

[性能要件] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 自動車の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。
 - ▷二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。

2 速度抑制装置

[過去出題例]

1. 次の自動車（最高速度が ① km/h 以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。[R7.1]
- (ア) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が ② t 以上又は最大積載量が 5 t 以上のもの
 - (イ) (ア) の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車
2. 次の自動車（最高速度が 90km/h 以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。[R4.1]
- (1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が ① t 以上又は最大積載量が ② t 以上のもの。
 - (2) (1) の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

◎正解 1…① 90/ ② 8 : 2…① 8/ ② 5

[関係法令]

◆審査規程 7-10 速度抑制装置・要約

[速度抑制装置が必要な自動車 (*)] ※装備義務が生じるのは平成 6 年排ガス以降の規制が適用される自動車であり、次に掲げるもの。

種別	車両総重量又は最大積載量
普通貨物自動車	車両総重量 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上（大型トラック）

* 上表の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車にも装備が必要。

* 最高速度 90km/h 以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。

* 離島に使用の本拠の位置を有する大型トラックについては装着が免除される [詳細は省略]。

[確認ランプと表示] ※装備義務が生じる平成 6 年排ガス規制車以降に、この基準が適用される。

①確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

②右の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に表示されていること（牽引自動車を除く）。

取付場所	形状	文字の高さ	色彩
車両の後面	直径 130mm 以上の円	25mm 以上	文字を黒色、地を黄色
車室内	直径 30mm 以上の円	7 mm 以上	

速度抑制
装置付

3 空気入ゴムタイヤ

[過去出題例]

- ☑1. 軽合金製ディスクホイールであって、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量 (①) t 以下であり、かつ、最大積載量が (②) kg 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）である場合、細目告示別添 2 「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく JWL マークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、「堅ろう」であるものとする。[R7.2/R5.2]
- ☑2. 最高速度 120km/h の普通乗用自動車に備える空気入ゴムタイヤ（ラグ型タイヤを除く）の接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、タイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く）のいずれの部分においても () mm 以上の深さを有すること。[R7.2/R4.1]
- ☑3. 普通乗用自動車（最高速度 280km/h）の空気入ゴムタイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあっては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の 4 分の 1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く）の深さを全周にわたり測定したところ最小値が 0.8mm、最大値が 1.6mm であったので、保安基準に適合するものと判断した。[R5.2]
- ☑4. 自動車の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、亀裂、() 層の露出等著しい破損のないものであること。[R5.1]

◎正解 1…① 3.5/② 500 : 2…1.6 : 3…× : 4…コード

[関係法令]

◆審査規程 7-11 走行装置・要約

[軽合金製ホイールのマークとその適否] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

マークの種別	乗用自動車		貨物自動車	
	乗車定員		車両総重量 3.5t 以下 かつ最大積載量 500kg 以下	車両総重量 3.5t 超 又は最大積載量 500kg 超
	10 人以下	11 人以上		
① JWL	○	×	○	×
② JWL-T	○	○	○	○
③ SAE	○	× (*)	○	× (*)
④ メーカー記号	○	○	○	○

*車両総重量 4.54t 以下であれば○

[タイヤの溝の深さ] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

測定箇所	種別	基準
①接地部の全幅の凹部	下記以外の自動車	1.6mm 以上
②ラグ型タイヤは左右最外側から中心方向にそれぞれ全幅の 4 分の 1 の凹部	二輪自動車及び	0.8mm 以上
③サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。	側車付二輪自動車	

[亀裂] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 自動車の空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。
- ◎亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

【関係法令】

◆審査規程 7-14 施錠装置・要約

〔装備要件（*）〕 ※この基準は、平成 18 年 7 月 1 日（軽自動車は平成 20 年 7 月 1 日）以降に製作された自動車に適用される。

種別	乗車定員	車両総重量	装備	施錠装置が必要となる装置
乗用	11 人以上	—	不要	—
	10 人以下	—	要	原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置
二輪	—	—	要	原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置
貨物	—	3.5t 超	不要	—
	—	3.5t 以下	要	原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置

*被牽引自動車を除く（施錠装置不要）。

6 制動装置

〔過去出題例〕 *制動力の計算問題は第 3 章に収録。

- 1. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものには、走行中の自動車が確実に安全かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、独立に作用する（ ）系統以上の制動装置を備えなければならない。〔R7.2〕
- 2. 小型乗用自動車のブレーキ系統の配管について、走行中にタイヤと接触した痕跡があったものの、損傷による液漏れは無く、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力も基準値を満たしていたため、保安基準に適合しているものと判断した。〔R7.2〕
- 3. 普通乗用自動車の主制動装置について、ブレーキ・ホースに損傷があったが、ブレーキ・テストを用いて制動力を測定したところ、基準値以上であったので、保安基準に適合しているものと判断した。〔R4.2〕
- 4. 小型貨物自動車のブレーキ・ホースについて、ブレーキ液は漏れていなかったものの、著しくねじれて取付けられていたので、保安基準に適合していないものと判断した。〔R4.1〕
- 5. 乗車定員 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられた制動装置について、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置の機能を作動不能とするための手動装置が明らかに備えられていたが、制動装置は制動力を制御する電気装置を備えていたため、保安基準に適合するものと判断した。〔R6.2〕
- 6. 平成 28 年 10 月に製作された被牽引自動車の主制動装置の装備が省略されていたが、車両総重量が 750kg 以下で、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量の 2 分の 1 を当該被牽引自動車の車両総重量が超えなかったため、保安基準に適合するものと判断した。〔R5.1〕

◎正解 1…2 : 2…× : 3…× : 4…○ : 5…× : 6…○

【関係法令】

◆審査規程 7-16 乗用車の制動装置・要約

〔装備要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

▪ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものには、走行中の自動車が確実に安全かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。

〔基準に適合しない制動装置〕 ※自動車の製作年月日及び乗用自動車・貨物自動車を問わず、この基準が適用される。

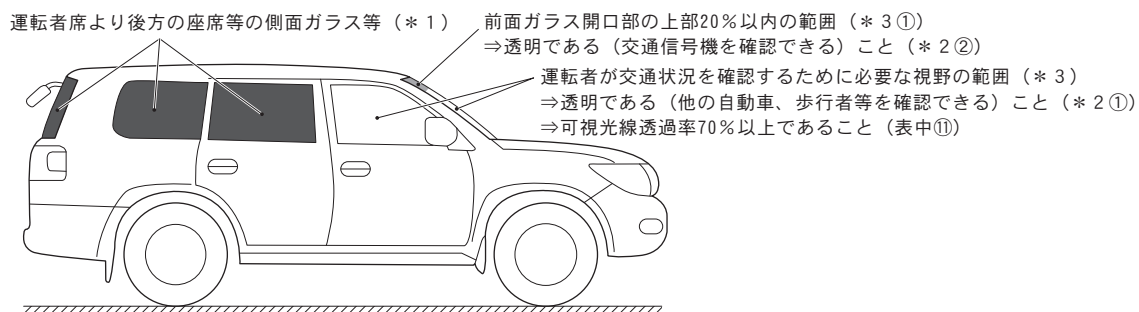
①ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

- ①運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲（*3）に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等
- ②前面ガラス開口部の実長の20%以内の範囲及び側面ガラスのとびら等より上方の窓ガラスにあっては、交通信号機
- ③とびら等の下部の窓ガラス及び④にあっては、歩行者等

*3：「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲以外の範囲とする。

- ①前面ガラス開口部の上部20%以内の範囲
- ②側面ガラスのとびら等より上方の窓ガラス
- ③とびら等の下部の窓ガラス
- ④上記③に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

*4：窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。



5 自動車の騒音・排ガス関係

1 騒音防止装置 (消音器)

[過去出題例]

- 1. () を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。[R5.2]
- 2. 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。[R7.2]
 - (ア) 消音器の全部又は (1) が取外されていないこと。
 - (イ) 消音器本体が切断されていないこと。
 - (ウ) 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - (エ) 消音器に破損又は (2) がないこと。
 - (オ) 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造 (一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く) でないこと。
- 3. 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。[R6.2]
 - (ア) 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
 - (イ) 消音器本体が切断されていないこと。
 - (ウ) 消音器の内部にある (1) が除去されていないこと。
 - (エ) 消音器に破損又は (2) がないこと。
 - (オ) 消音器の (1) を容易に除去できる構造 (一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は (3) のために分解しなければならない構造のものを除く) でないこと。

4. 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。[R4.2]
- (1) 消音器の全部又は(①)が取外されていないこと。
 - (2) 消音器本体が(②)されていないこと。
 - (3) 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - (4) 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - (5) 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く）でないこと。
5. 令和7年1月に製作された内燃機関を原動機とする小型二輪自動車について、消音器を確認したところ、消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていたが、近接排気騒音の基準に適合していたため、保安基準に適合しているものと判断した。[R7.1]
6. 令和6年1月に製作された内燃機関を原動機とする小型二輪自動車について、消音器を確認したところ、消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていたが、近接排気騒音を規定に従って適切に測定したところ、測定値が規制値を超えなかったため、保安基準に適合するものと判断した。[R6.1]
7. 内燃機関を原動機とする二輪の小型自動車について、消音器の一部が取外されていたが、近接排気騒音を規定に従って適切に測定したところ、測定値は規制値を超えなかったため、保安基準に適合するものと判断した。[R5.1]
8. 内燃機関を原動機とする自動車の消音器本体が長さ1cm程度の亀裂により破損していたが、大きな騒音を発していたわけではなかったため、保安基準に適合しているものと判断した。[R3.2]
9. 平成29年4月に製作された内燃機関を原動機とする普通乗用自動車の消音器（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体ではない）について、騒音低減機構を容易に除去できる構造であったが、当該機構をボルト留めで確実に固定していたことから保安基準に適合するものと判断した。[R5.2]
10. ガソリンを燃料とする小型二輪自動車について、消音器を確認したところ騒音低減機構が溶接により取り付けられていたため、消音器の当該構造に関して保安基準に適合しているものと判断した。[R3.2]

◎正解 1…内燃機関：2…①一部／②腐食：3…①騒音低減機構／②腐食／③整備：4…①一部／②切断：
5…×：6…×：7…×：8…×：9…×：10…○

【関係法令】

◆審査規程7－56 騒音防止装置・要約

〔装備要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

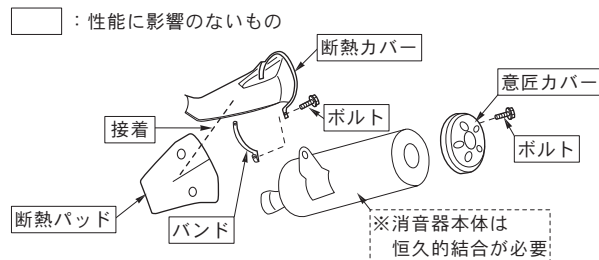
- 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができる消音器を備えなければならない。

〔消音器の基準〕 ※平成22年3月31日以前に製作された自動車については、①～④に適合するものであればよい。

- ①消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ②消音器本体が切断されていないこと。
- ③消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造でないこと（*）。ただし、一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。

*：次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、⑤の規定に適合しない。

- 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
▷断熱パッドや意匠カバーなどについては溶接、リベットでなく、ボルト留め等であってもよい。



【騒音防止性能に影響のない外部構造部品の例】

2 排出ガス等発散防止装置

[過去出題例]

- ☑1. アンモニア水を用いた NOx 低減装置を備えた自動車について、排気管の開口部から排気流の方向に 50cm 程度離れた位置の排出ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められなかったため、保安基準に適合するものと判断した。[R6.2]
- ☑2. 尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いた NOx 低減装置を備えた自動車であって、排気管の開口部から排気流の方向に 30cm 程度離れた位置の排出ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められたが、規定に基づき排出ガスを正しく測定した結果、規制値を超えていなかったことから保安基準に適合するものと判断した。[R5.2]

◎正解 1…×：2…×

【関係法令】

◆審査規程 7－57 排出ガス等発散防止装置・要約

【性能要件】 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- ①自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。
- ②尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いた NOx 低減装置を備えた自動車にあつては、排気管の開口部から排気流の方向に 30cm 程度離れた位置の排出ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められるものは、①の基準に適合しないものとする。

3 排出ガス等発散防止装置（機能維持）

[過去出題例]

- ☑1. ガソリンを燃料とする普通乗用自動車について、触媒が変更されていたが、公的試験機関が実施した排出ガスの試験の結果を記載した書面（排出ガス試験結果成績書）の提示があり、その書面から試験自動車と当該自動車の構造・装置等が同一であり、かつ、当該自動車に適用される排出ガス等発散防止性能の基準を満足するものであることが確認できたので、当該排出ガス発散防止装置は排気管からの排出ガス発散防止性能の基準に適合するものと判断した。[R6.1]

◎正解 1…○

1 ブレーキ・制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1Nは、質量1kgの物体に1m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1kgの物体に作用する重力は、1kg × 9.8m/s² = 9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている(重量の単位は慣習的に「kg」が使われている)。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1N/kgは重量1kgあたり1Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程(9-3)では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準(編集部要約)

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg以上 であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを 3.92N/kg に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg以上 であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg以下 であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg以上 であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数第3位を切り捨て・切り上げ）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和7年度 第1回問題

【1】主要諸元が〔表A〕の自家用貨物自動車について、次の(1)～(3)により検査機器等で検査を実施した結果、〔表B〕に示す計測値等を得た。

- (1) 制動力の測定時の天候条件は、晴天。また、車輪は、ブレーキ・テストのローラ上でロックしていない状態で測定した。
- (2) 前照灯の測定は、すれ違い用前照灯試験機を用いて、カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を測定した。
- (3) 当該車両の消音器（排気管を含む。）は指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられていた。

次のⅠ～Ⅳの各問に答えなさい。

Ⅰ 〔表B〕中の審査時車両状態における軸重（A）、前軸の制動力の左右差（B）、後軸の制動力の左右差（C）及び車両重量（D）を数値で記入しなさい。

Ⅱ 〔表B〕の①～⑤の数値を求め記入しなさい。また、①～⑤の数値を算出した結果、保安基準等に適合するものは「○」印を、適合しないものは「×」印を記入しなさい。なお、①及び②については小数第3位の数値を切り上げ小数第2位まで記載し、③及び④については小数第3位の数値を切り捨て小数第2位まで記載し、また、⑤については審査事務規程に基づき最大積載量を荷台容積で除した数値を記入しなさい。

Ⅲ 〔表B〕の（ア）～（コ）の各項目について、保安基準に適合しないものをすべて記号で記入しなさい。

〔表A〕 主要諸元

初度登録年月 令和3年5月	自動車の種別 小型	用途 貨物	車体の形状 ダンプ	原動機の最高出力 110kW / 2380rpm
燃料の種類 軽油	最高速度 140km/h	前軸重 1560kg	後軸重 1260kg	排出ガス規制の識別記号 2RG
乗車定員 3人	車両重量 2820kg	車両総重量 4985kg	最大積載量 2000kg	騒音規制 平成28年騒音規制車 騒音カテゴリ N2A1A 近接排気騒音値 85dB
荷台内側長さ 3.05m	荷台内側幅 1.60m	荷台内側高さ 0.35m		

〔表B〕 検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値はN、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用で表示しています。

制動力					前照灯		前部雾灯	警告器		
前軸	右	5550N	軸重 (A) kg	左右差 (B) N ① N/kg	取付高さ	右	左	cd	聴感・ <u>テスタ</u> (キ) 99.0dB	
	左	5470N				77 cm	78 cm		速度計の誤差 +・ <u>(-)</u> (ク) 3.0km/h	排気騒音
後軸	右	2670N	軸重 1260 kg	左右差 (C) N ② N/kg	光軸	下 (ア) 0 cm	下 (イ) 8 cm	cd	聴感・ <u>テスタ</u> (ケ) 88.0dB	
	左	1680N				③ N/kg	④ N/kg		⑤ N/kg	⑥ N/kg
計	15370N	車両重量 (D) kg	5.34 N/kg	④ N/kg	主×100 cd	主×100 cd	⑧・否	%		
手動	5820N	③ N/kg	④ N/kg	⑤ N/kg	副×100 cd	副×100 cd	⑧・否	ppm		
走行テスト等の方法と結果	最大積載量を荷台容積で除した数値 = ⑤			④ N/kg	副×100 (オ) 149 cd	副×100 (カ) 70 cd	⑨・ <u>アウト</u>	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質	
その他				④ N/kg	① N/kg	② N/kg	③ N/kg	④ N/kg	⑤ N/kg	
					1	測定値 0.012 m ⁻¹	2	測定値 m ⁻¹	3	測定値 m ⁻¹

解説

I

・(A) 「審査時車両状態における前軸重」

〔表A〕及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重 A} = \text{前軸重} + 55\text{kg} = 1560\text{kg} + 55\text{kg} = 1615\text{kg}$$

・(B) 「前軸の制動力の左右差」

〔表B〕より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{前軸の制動力の左右差 B} = \text{前軸右} - \text{左} = 5550\text{N} - 5470\text{N} = 80\text{N}$$

・(C) 「後軸の制動力の左右差」

〔表B〕より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{後軸の制動力の左右差 C} = \text{後軸右} - \text{左} = 2670\text{N} - 1680\text{N} = 990\text{N}$$

第4章 年度別試験問題

◎第4章に収録した過去の試問については、令和8年1月を製作年月と改変し、模範解答及び解説を収録しています。

4-1 ▷令和7年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】次の各々の文は、道路運送車両法について述べたものです。次の各問に答えなさい。

Ⅰ 次の文の（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 法第1条〔この法律の目的〕

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①)等を行い、並びに安全性の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(③)を増進することを目的とする。

2. 法第2条〔定義〕

この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは(④)を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. 法第13条〔移転登録〕

新規登録を受けた自動車について(⑤)の変更があったときは、新(⑤)は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

4. 法第31条〔打刻の塗まつ等の禁止〕

何人も、自動車の車台番号又は(⑥)の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は(⑥)の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、(⑦)のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

5. 法第66条〔自動車検査証の備付け等〕

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより(⑧)を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

6. 法第99条の2〔不正改造等の禁止〕

何人も、法第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は法第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は(⑨)その他これらに類する行為であって、当該自動車が(⑩)に適合しないこととなるものを行ってはならない。

Ⅱ 次の文の（ ）に当てはまる最も適切な字句を下表から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用してもよい。

1. 法第16条〔一時抹消登録〕

登録自動車の(①)は、前2条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2. 法第62条〔継続検査〕

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を(②)して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。

3. 法第 67 条〔自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査〕

自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から (3) 以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

4. 法第 97 条の 3〔検査対象外軽自動車の使用の届出等〕

検査対象外軽自動車は、その (4) が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、(5) の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

イ：運行	ロ：14日	ハ：準用	ニ：使用者	ホ：校正	ヘ：譲渡人	ト：所有者
チ：車両番号	リ：型式	ヌ：製作者	ル：提示	ワ：15日	カ：30日	ヨ：5日
タ：装置	レ：自動車登録番号	ツ：管理者	ネ：2月			

【2】 次の各々の文について、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則及び自動車検査業務等実施要領に照らし、() に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 次の表は、施行規則第 2 条〔自動車の種別〕別表第 1 から抜粋したものです。令和 7 年に製作された自動車について、表中の () の中に入る適切な字句または数字を記入しなさい。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	〔略〕			
小型自動車	(1) 以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び (2) のみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が 2.00 ℓ 以下のものに限る。）	4.70m 以下	1.70m 以下	(3) m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 0.660 ℓ 以下のものに限る。）	3.40m 以下	(4) m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 0.250 ℓ 以下のものに限る。）	(5) m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	〔略〕			
小型特殊自動車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和 8 年 1 月 31 日の場合、自動車検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日は、令和 7 年 (6) となる。

▷模範解答

【1】

I

1. ①—公証：②—公害：③—公共の福祉：車両法1条
2. ④—架線：車両法2条2項
3. ⑤—所有者：車両法13条1項
4. ⑥—原動機：⑦—整備：車両法31条
5. ⑧—検査標章：車両法66条1項
6. ⑨—取り外し：⑩—保安基準：車両法99条の2

II

1. ①—ト（所有者）：車両法16条1項
2. ②—ル（提示）：車両法62条1項
3. ③—ワ（15日）：車両法67条1項
4. ④—ニ（使用者）：⑤—チ（車両番号）：車両法97条の3 1項

【2】

1. ①—四輪：②—天然ガス：③—2.00：④—1.48：⑤—2.50：施行規則2条、別表第1
2. ⑥—11月30日：実施要領3-4-18 (2)
3. ⑦—一（1）：施行規則1条2項
4. ⑧—1：車両法61条1項
5. ⑨—6月24日：施行規則44条1項
6. ⑩—3：車両法71条3項

【3】

I

1. ①—リ（1.3）：②—ム（20）：審査規程7-5-1 (3)
2. ③—ト（最外縁）：審査規程7-85-3 (1) ③
3. ④—ロ（3分の1）：⑤—ネ（3000）：⑥—ワ（1000）：審査規程7-79-3 (1) ⑤～⑦
4. ⑦—イ（昼間）：審査規程7-90-2 (1) ①
5. ⑧—メ（右）：審査規程7-82-3 (1) ⑧
6. ⑨—カ（前部霧灯）：審査規程7-80-7-3 (7-80-3 (1) ①)
7. ⑩—ハ（10）：審査規程7-45-8-1

8. ⑪—ヘ（450）：⑫—ヤ（650）：審査規程7-36-3 (1) ①

II

1. ○：審査規程7-89-1 (2)
2. ×（上縁の高さは900mm以下）：審査規程7-72-3 (1) ④
3. ×（実長の25%以内⇒20%以内、50%⇒70%以上）：審査規程7-55-1 (1) ⑫、(2) ①
4. ○：審査規程7-42-16-1-1 (1) ③エ（7-42-1-1 (1) ③エ）
5. ×（600mm⇒450mm以下）：審査規程7-37-3 (1) ①
6. ×（背あてを保護仕切りとみなすのは最大積載量500kg以下）：審査規程7-41-9-1 (7-41-1-1 (5) ②)
7. ×（乗車定員にかかわらず幼児専用車は要装備）：審査規程7-111-1 ⑨
8. ×（「外側方向への突出量10mm未満は突出していないものとみなす」という規定は、乗車定員10人以上の乗用自動車には適用されない）：審査規程7-28-1 (3) ①

【4】

1. ①—曲がり：②—腐食：審査規程1-3
2. ③—後面：審査規程7-51-2 (1) ①
3. ④—7：審査規程7-86-1
4. ⑤—2分の1：⑥—20分の11：審査規程7-28-1 (7)
5. ⑦—2.8：⑧—20：⑨—165：審査規程7-28-1 (3) ③
6. ⑩—消灯：⑪—垂直：審査規程1-3
7. ⑫—90：⑬—8：審査規程7-10-1 (1)
8. ⑭—原動機：審査規程7-66-3 (1) ⑫、⑬
9. ⑮—変速：審査規程7-14-1

【5】※第3章 計算問題（170ページ）を参照。